

岩手県告示第427号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、大船渡市の地籍調査を平成22年4月19日次のとおり国土調査として指定した。

平成22年4月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査を行う者の名称 大船渡市
- 2 調査地域 大船渡市猪川町字富岡、中井沢、轆轤石、下権現堂、前田、千刈、藤沢口の各一部
- 3 調査期間 平成22年4月19日から平成23年3月31日まで